

平成21年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成21年 9月28日（月） 9時30分宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 なし

1、町長提出議案の題目

議 第 86号 物品購入契約の締結について

1、議員提出議案の題目

発議第 7号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行ないます。

議第86号「物品購入契約の締結について」を議題と致します。

日 程 第 2、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行ないます。

ただ今、議題となりました、議第86号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議第86号の「物品購入契約の締結について」であります。去る9月24日に、隠岐島油槽所整備事業・共同配送機材タンクローリー3台の購入について、3社による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社カーテックス一畑隠岐工場が落札いたしましたので、同社と契約金額約4,874万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（米澤壽重）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第3、質疑

「質疑」を行いません。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時32分）

（全員協議会開会宣告 9時32分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 9時36分）

以上で「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時36分）

（全員協議会開会宣告 9時36分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時06分）

日程第4、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

まず、会期日程第1日に、各常任委員会の審査に付した決算認定15件並びに陳情3件、会期日程第11日に各常任委員会に付託した、議第71号から議第85号までの補正予算案及び条例関係等15件、並びに継続審査となっている陳情2件と各常任委員会の調査事項を一括して議題と致します。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：8番 石田茂春 議員

8番（石田茂春）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会を8月31日、9月3日、9月4日、9月17日に開催し、平成21年第3回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。

9月11日、9月14日、9月15日、9月24日、9月25日には今定例会で付託された各会計

の 20 年度決算認定案件、21 年度補正予算案及び条例一部改正、委託変更協定の締結、工事請負契約の締結、施設設置及び管理条例等については、所管課課長及び関係職員の出席を求め慎重審議を致しました。また陳情書についても慎重審議を致しました。

審査過程で出された主な意見、指摘事項、結果等について報告いたします。

平成 20 年度決算認定について、平成 20 年度の一般会計決算額は、歳入総額 150 億 5,317 万 2 千円、歳出総額 147 億 8,939 万円、形式収支は 2 億 6,378 万 2 千円となっている。歳入は、町税が対前年度比 0.3%減、普通交付税は 0.1%増、特別交付税は 9.2%減、全体では 0.8%減。国庫支出金は地域活性化に関する臨時交付金や定額給付金などの影響で 48.5%増、県支出金は保育所建設事業や漁港整備事業の減少により 18.7%となった。歳出は人件費で 2.8%減、物件費で 3.9%減、扶助費は前年比 5.4%増、普通建設事業は、必要な事業のみとし 46.2%の減額となった。財政力指数は 0.195、経常収支比率 96.3%、実質公債費比率 20.6%と依然として高い位置で推移しており、厳しい状況に変わりはない。今後は更なる行財政改革の推進を図り、町をあげて財政健全化に取り組むことが緊急の課題である。

指摘事項として、旧最終処分場廃止届けも済み、名田地区環境整備費は今後地区と協議するよう指摘をしました。

主要施策の成果及び実績報告書の空白欄を上手く活用するよう指摘しました。具体的には事業の概要及び節等を書き加えるということであります。

浸出液処理施設保守業務、地元にて行なうことが出来ないか検討するよう指摘をしました。県への負担金に付いては、財政課と協議し整理して提出するよう指摘しました。

(株)あいらんどのレインボープラザ経営については、情報を共有し現状認識に差異がなきよう指摘しました。

審査の結果、全会一致で「認定すべし」と致しました。

次に平成 21 年度各会計補正予算については、水道料、下水道料の料金改定は平成 25 年度を考えていることだが、今後審議会を設置し慎重に審議するよう指摘をした。また、滞納料金については全力で徴収するよう指摘しました。

八尾川観光遊覧船事業については、十分な計画（修景整備計画を含む）を立て、委託先をはじめ周辺のプライバシー保護等に十分配慮し、漁協とも協議するよう指摘しました。

又、事業計画については、遊覧船を公設民営で実施の方向が問題だと言う意見もありました。

防災対策費の戸別受信機は町民の安全、安心の為にも一日でも早い取替えをするよう指摘

しました。

道路維持管理費の登記手数料については、出来るだけ町でするよう指摘しました。

西郷浄化センターを視察し、事業の進捗状態の説明を聞きました。現在接続 53 件、融資 8 件です。

島後清掃センターを視察し、給塵用クレーン更新工事の説明をうけております。

議第 71 号「平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」は、賛成多数で可決致しました。

議第 76 号・議第 77 号・議第 81 号・議第 83 号・議第 84 号・議第 85 号は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

次に陳情関係ですが、継続審査となっております全日本海員組合、組合長代理中国地方支部長：三次 二郎氏から提出の、陳情第 4 号「海運、フェリー、旅客船の航路存続と船員の雇用対策の陳情について」は、審議の結果、航路存続及び船員雇用の為にも「趣旨採択」と致しました。

都万目集落長：日野 俊郎氏外役員一同より提出のありました、陳情第 6 号「町道（都万目集落循環道路）の拡幅に関する陳情」は現場視察を行ない、審議の結果、緊急車両も入らない状態であり、地域住民が安全・安心に暮らせるためにも全会一致で「採択」と致しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

次に、教育民生常任委員長：15番 安部和子 議員

15番：（ 安 部 和 子 ）

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成 21 年度各会計補正予算のほか、条例の一部改正、平成 20 年度各会計決算、陳情案件と、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」について審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の 8 月 26 日、27 日、28 日と、議会会期中の 9 月 11 日、14 日、15 日、16 日、24 日、25 日の 9 日間開催し、必要に応じて関係課長、担当者から資料の提出や説明を求め慎重に審査いたしました。

はじめに、平成 20 年度一般会計・各特別会計決算についてであります、全会一致で「認

定すべし」といたしました。平成 20 年度主な事業の概要と実績において、主要事業としながらも事業評価や課題の記載がないことは、決算資料として適切でないといわざるを得ません。今後、主要事業については、しっかりと評価しておくことが必要と思われます。

国民健康保険事業勘定特別会計では、国保加入者一人当たりの医療費の平均は、28 万 710 円となっており、県下 21 市町村中 21 位と最も低い結果となっています。また、後期高齢者の医療費についても、一人当たり 56 万 8,300 円で県平均 73 万 7,760 円を大きく下まわっています。このことは、要因の一つとして保険事業や介護予防事業の成果であると考えられ、今後とも医療機関と連携して、積極的に保険事業等に取り組む事が望まれます。

次に、平成 21 年度一般会計・特別会計補正予算については、全会一致で「可決すべし」といたしました。新型インフルエンザに対する対応は、県の教育委員会の方針では各市町村教育委員会に委ねることとあります。隠岐の島町独自の新型インフルエンザに対する危機管理体制については、万全をはかるよう指摘しておきます。

教育委員会は、月 2 回開催される学校と教育委員会との連絡会の重要性を認識し、更なる充実を図ると共に、児童・生徒の学力向上と健全育成に努めるよう強く要望いたします。

次に条例の一部を改正する条例についてであります。全会一致で「可決すべし」といたしました。国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国の関係法令等の改正により、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産にかかる出産育児一時金「35 万円」を「39 万円」に引き上げるもの、また、学校設置条例の一部改正は、各小・中学校の統廃合により、平成 22 年 4 月 1 日より、関係小中学校を廃止すると共に、新に「北小学校」を設置するものであります。

次に陳情関係であります。

陳情第 3 号「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書の提出についての陳情書」、提出者は松江市薬害 C 型肝炎しまね弁護団代表 妻波 俊一郎氏外 1 名です。

これは「継続審査」としていましたが、平成 20 年度から、国の新しい肝炎総合対策として「肝炎治療 7 カ年計画」が発足した事により医療費助成や、検査、治療体制の整備、正しい知識の普及や研究の促進など、総合的な判断から「採択」といたしました。

陳情第 7 号「後期高齢者医療制度をめぐる陳情」、提出者は松江市島根県社会保障推進協議会会長 池淵 栄助氏です。

陳情の趣旨は、保険料を払うことができない、保険料滞納者への資格証明書交付について、必要な医療を受けることが出来るよう適切な措置を講じて欲しい。というものであります。

本町の現状では該当者がいないことから、全会一致で「趣旨採択」といたしました。

次に、陳情第 8 号「隠岐温泉 G O K A 運営存続に関する陳情書」、提出者は五箇地区区長 会会長 田中井 敏勝氏ほか 4 名であります。

陳情の趣旨は、温泉の泉質は良質であり、温泉施設の意義は充分にあると考えるので、今後も継続運営を願いたいというものであります。

今年 3 月定例会での委員長報告でも指摘いたしましたように、ここ数年来、年間 1,000 万円を越える一般財源の投入は、本町の財政状況から見ても問題であり、当委員会は再三にわたり廃止、売却等も含め検討するよう指摘してきましたが、利用者の心情を鑑み、今少し検討の余地が必要か。との判断から「継続審査」といたしました。町当局におかれましては、早急に検討するよう再度指摘致します。

次に所管の調査事項についてであります。はじめに行政視察研修について申し上げます。

去る 7 月 21 日から 24 日まで、鳥取県 湯梨浜町と島根県 雲南市に視察に行き参りました。

本町の学校給食における「地産地消」を図ることを目的に、視察地域において、地元食材の利用状況、流通に関するネットワーク、行政の関わり等について、学校給食の現状を視察いたしました。

鳥取県 湯梨浜町では、平成 12 年から、県が「地域で取れた食材を地元で消費しましょう」という「地産地消」を推進し、食材を通して地域のよさや文化を知り、それらを大切にする役目もあることを伝えて県民運動となりました。平成 14 年からは、県教育委員会が学校給食における地産地消率の目標を掲げ、市町村別の率を公表しています。そして野菜は地元産を利用するよう納入業者に依頼すると共に、米飯給食の米は地元産米を使用するよう県学校給食会に依頼しています。

鳥取県は、米・麦・牛乳を除く使用食材 44 品目について、60%を目標にしていますが、湯梨浜町の使用比率は 65%となっています。

また、J A 鳥取中央の市場開発部が地産地消を図ると共に、特産品を県内外に P R して地域の農業振興を図ることを目的に、直売所を設置し給食物資の供給も行われていました。

市場開発部の構成は、直販課、直販店舗課、交流開発課となっており、販売総額は平成 19 年度 7 億 9,600 万円、平成 20 年度 9 億 7,000 万円、平成 21 年度目標額 10 億 3,400 万円ということで雇用の場ともなっております。

湯梨浜町は、県の地産地消の取り組みと J A 鳥取中央の取り組み、そして町及び教育委員

会が積極的に支援する中で、各給食センターがそれぞれの特色を生かし実施されていました。

次に島根県雲南市について申し上げます。

旧木次町の地産地消の取り組みと流通ネットワークについてであります。平成5年旧木次町町長の発案により、中山間地の農業振興と健康な子どもの体力づくりの願いから、従来からあった農業者グループに働きかけがありました。そこで農業改良普及所、農協、教育委員会、給食センターが「農産物生産と学校給食を考える懇談会」の開催を皮切りに先進地視察や野菜供給検討会等に取り組み、11月に秋野菜を出荷して以来、平成6年には木次町学校給食野菜生産グループを設立しています。成果としては、野菜を好きになる児童生徒が増えた。生産者との交流により野菜作りや農業に関心を持つ子どもが増えた。ということですが、その一方で無農薬の野菜洗浄に時間がかかる。また、不揃いのため調理に時間がかかる。などのことがあると同時に後継者の育成が課題となっていました。

行政の関わりとしては、年次計画により施設の老朽化防止と衛生管理の徹底、電解水生成機や恒温恒湿庫の導入。食器については、プラスチック系を排除するため、平成元年から4年間かけ高強度磁器食器を導入して、家庭的な食事やマナーの向上をめざしています。

また、このことは残菜の減少につながっていました。

雲南市では、旧町村時代からの特徴を尊重し各給食センターが運営され、旧木次町では、野菜生産グループとの連携を密にした給食。旧大東町では、総合振興計画の目標を掲げた施設づくりに努力されている様子が伺えました。

尚、視察研修に関する関係資料は、議会事務局に保管してありますのでご参照下さい。

次に、島後小・中学校校長会との意見交換会について申し上げます。

9月4日、島後小中学校校長会と意見交換会を実施いたしました。テーマは学力調査の結果を踏まえた各学校の取組状況と、学校統廃合による児童・生徒の学習環境、生活環境の変化に対する取り組みについて意見交換を行ないました。学力については、10校からそれぞれの取組状況について発表がありましたが、小中学生共昨年同様、家庭学習の時間が少ないという生活習慣での課題が取り上げられていました。

各学校では、課外授業や言葉の理解ができる「解る授業」を心がけています。

また、先生の授業力向上に努める為の交流を図るなど、全教員で児童・生徒の学力向上に取り組む姿勢がうかがわれました。学校再編につきましても、日頃から交流学习を頻繁に行い、それに加え人間関係も「いじめ」等がなされないようお互いにかかわりを持つよう心がけているとのことでありました。

尚、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」及び「保健・福祉・医療に関する調査」については、議会閉会中も継続して調査研究いたします。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（米澤壽重）

続いて、各特別委員会における審査の経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

始めに、議会広報調査特別委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

議会広報調査特別委員会の報告を行ないます。

当委員会は、議会閉会中の7月7日、21日、29日の3日間、委員会を開催し6月定例会の内容を「議会だより7月号」として8月初旬発行いたしました。

編集に当っては、議員各位のご協力を頂き、何とかお盆前に発行すること出来ました。

また、会期中の9月9日に委員会を開催し、今定例会の内容を中心とする「議会だより10月号」の編集方針について協議を致しました。今定例会は、補正予算や決算認定案件など35件の諸議案の他、一般質問4名、総括質疑7名、また議員研修などもあり、全体を14ページとして編集することとし10月下旬の発行と致しました。

編集に当っては、従来どおり担当委員を決め、原稿収集をすることと致しましたので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、調査事項である「議会広報調査に関する事項」は議会閉会中も引き続き調査研究して参ります。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終ります。

議長（米澤壽重）

次に、隠岐の島町医療対策特別委員長：13番 吉田政司 議員

13番（吉田政司）

医療対策特別委員会の報告をいたします。

委員会は、昨年12月議会において、診療所のあり方、目指す方向を明確に示しました。

新特別委員会では、この提言を引継ぎ、併せて産婦人科医師招聘を掲げて、その実現に向けて取り組むことを決めました。

その提言のひとつは、歯科診療所の見直しを求めたものであり、具体的には2名体制の医師を1名にする提案である。

この度、定例会会期中の9月9日に開催した委員会において、執行部から委員会提言に対

する中間報告として歯科診療所にかかる検討結果の報告がありました。

要約すると、「都万歯科診療所、五箇歯科診療所を1名の医師で診療し、中村診療所については他の医療機関に診療を任せる」というものであります。

委員会としてはこの報告について、今後、結果にいたった事由を精査した上で見解を示すことに致しました。

委員会はこのほか、6月26日、7月6日の両日にも開催し、6月26日には隠岐病院事務部長、病院整備課長から新しい病院の整備方針、目指す病院像、病院の現状と課題について説明を受けました。

7月6日には保健福祉課長から町内各地域で行われている健康教室など保健活動の実情について説明を受けたところであります。

いずれも現状、実態を詳細にきっちりと把握するためのものであり、これからも継続して勉強して参ります。そして、こうした活動によって何が大事かをはっきりさせ、目標の具現化に努めます。

以上で、隠岐の島町医療対策特別委員会の報告を終わります。

議長（米澤壽重）

最後に、総合交通対策特別委員長：7番 齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

総合交通対策特別委員会の報告をいたします。

当委員会は所管の調査事項である「隠岐空港の利用促進、隠岐航路の整備促進、生活交通網整備促進に関する事項」について検討いたしましたのでその経過並びに結果について報告いたします。

初回委員会を7月27日に開催し、付託案件を三分割しそれぞれの利用者の利便性の確保を目指し調査・研究し、協議をしていくことを確認しました。

1つ目、隠岐空港利用促進について、定期路線利用率増進・夏季限定ジェット便継続と増進 他、2つ目、隠岐航路整備促進について、隠岐汽船利用率増進、次期高速船継続就航問題 フェリー後継船の対策、寄港地の整理、繁忙期の混雑解消対策 他、3つ目、生活交通網整備促進、一畑バス利用に関すること（路線・運賃・廃止バス路線）、コミュニティーバス、補助金制度検討等、スクールバス運行 他、今後はこの基本課題について調査・検討してまいります。

次に第2回委員会を8月4日に開催しました。

隠岐の島町地域公共交通会議 6 月 1 日に第 1 回、7 月 16 日に第 2 回が開催され、検討内容が観光商工課職員から報告がありました。

島根県内の新交通システム運行状況の事例を参考に交通弱者の高齢者や免許のない方、日常の通院や買い物に支障のないような新交通体制の構築について調査・検討を進めてまいります。

第 3 回委員会を 9 月 9 日に開催しました。

付託案件の調査で、隠岐航路整備、西郷港メガフロート切符売場整備事業として、今日まで多くの議員からメガフロートに切符売場の設置を要望してまいりましたが、ここにきて急遽整備することになったのは、上屋の改築建設に伴うものであります。いずれにせよ利用者の利便性が改善されることになるのは評価する次第です。

乗船状況として、4 月から 7 月までの前年比較では、乗客数本土間 7,726 人減。一方、車両は 914 台増でありました。これは、計画比からは大きく上回る結果になりました。この要因は旅客運賃・車両運賃の増収。さらに燃料費の値下がりにより、経常利益の UP につながりました。今後、油槽タンク施設が稼働しタンクローリーの航そうがなくなれば車両航そう料の大幅減となりますので、一般車両の航そう料増の対策と利用客の増に取り組む必要があります。

次に隠岐空港利用促進、航空機利用促進事業として、7 月 17 日から 8 月 30 日までのジェット利用率は上下便合計で 76.9 %となり目標の 80 %には達しませんでした。しかし 7 月 10 日から 20 日までの 11 日間に 76 人乗りが就航し 1,000 人の乗客があったため、総合的な需要は充分にあったとして日本航空には高評価が得られ、次年度の運航にもよい手ごえがあったとの報告を受けました。課題として、各団体や役所の方々の利用を募らなくても実績が安定維持できるような施策が望まれます。また、個人客が団体客の数値を上回ったのには大いに意味があります。次年度に向けて旅客動向を精査し、町内の観光施設、宿泊施設、イベント、交通体制などの受け入れの整備が必要です。

生活交通網整備促進については、廃止バス路線の代替運行やコミュニティーバス運行については、利用者との意見調整を行い、弱者の足をしっかり確保できるよう取り組みます。

以上総合交通対策特別委員会の報告とします。今後も継続して調査、研究してまいります。報告を終わります。

議長（米澤壽重）

以上で、委員長報告を終わります。

日 程 第 5、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 71 号「平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から議第 86 号「物品購入契約の締結について」までの 34 件、及び本日の議事日程第 4 で行いました、各常任委員長報告及び各特別委員長報告を、一括して討論に付します。

先ず、反対討論の発言を許します。

5 番：是津輝和 議員

5 番（ 是 津 輝 和 ）

私は、議第 71 号「平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」について、反対をいたします。

反対の理由は、次の通りであります。

この度の一般会計補正は、4 億 7,538 万 3 千円を追加するもので、国の経済対策補正に伴う臨時交付金事業がその主なものでありますが、その中において、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の中の観光対策臨時交付金事業として、八尾川観光遊覧船事業が提案されており、その内容の概要は 963 万円の予算でもって、13 人乗りの屋根付き船外機船を 2 隻、隠岐の島町が購入して、西郷湾内及び八尾川流域の一部を 1 時間かけて遊覧する事業で、その運行管理等は、民間に委託し遊覧船は無償で貸与するとの説明でありました。

9 月 4 日に開催された常任委員会での、観光商工課の説明では事業の委託先は、隠岐の島町観光協会とし、運行管理は島後観光（株）を予定しているとのことでありましたが、その後の本会議では門脇副町長の説明が委託先は未定であると変わっておりました。

私は 9 月 4 日の常任委員会に於いて、何故、当初予算で対応しなかったのか。と質したところ、今までも提案はしてきたが採択されなかったとの答弁でありました。

又、遊覧船事業を公設民営で行うのではなく、民間が事業主体となって取り組ませるべきではないか？との問いかけに、初期投資をしてまでやる意思のある人はいないとのことでした。

私は、隠岐の島町の振興にとって真に必要な事業であるならば、十分に調査研究の上、事業の実施体制も含めた実施計画を策定し、当初予算に計上して提案するべきだと考えます。

又、やる気はあるが初期投資は難しい人等への対応を安易に公設民営で行うのではなく、資金を助成してでも、やる気のある人を支援していくのが、行政の責務だと思うのであります。

「観光を基軸とした、まちづくり」を唱えている隠岐の島町にとって、観光産業に関わる人材育成は喫緊の課題の一つであります。

町内には、現に自船で遊覧観光に取り組んでいる人もおられますが、その人たちが本件のやり方を聞いたらどのように思うでしょうか。

大いに賛同するでしょうか。私はそうではないと思います。この度のように公設民営を行っていたら甘えの構造が定着し、決して人は育ちません。おまけに管理運営体制は、これから考える等とは言語道断であり、決して認めるわけにはいきません。

よって私は、八尾川観光遊覧船事業の再考を求めて、議第 71 号「平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」に反対をいたします。

議員諸兄の御賛同をよろしくお願い申しあげまして、反対討論を終わります。

議長（米澤 壽重）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

以上で討論を終わります。

日 程 第 6、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 71 号「平成 21 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます

（起立多数）

「起立多数」であります。

従って、議第 71 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 72 号「平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から議第 79 号「平成 21 年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）」ま

での特別会計補正予算関係 8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、議第 72 号から議第 79 号までの特別会計補正予算関係 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 80 号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」から議第 85 号「隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設設置及び管理条例」の 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に可決すべきであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、議第 80 号から議第 85 号までの 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、本日提案されました、議第 86 号「物品購入契約の締結について」を採決します。

本件を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、議第 86 号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 20 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 15 号「平成 20 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 15 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「認定すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立全員」であります。

従って、認定第 1 号から、認定第 15 号までの 15 件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町固定資産評価審査委員の選任同意について」及び同意第 4 号「隠岐の島町名誉町民の選定同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

「起立全員」であります。

従って、同意第3号及び同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

「起立全員」であります。

従って、諮問第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、総務産業建設常任委員長が報告いたしました、継続審査となっていた陳情第4号「海運、フェリー、旅客船の航路存続と船員の雇用対策の陳情について」、本定例会初日に付託された陳情第6号「町道（都万目集落循環道路）の拡幅に関する陳情書」、教育民生常任委員長が報告いたしました陳情第3号「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書の提出について」及び陳情第7号「後期高齢者医療制度をめぐる陳情」の4件を一括して採決します。

本案を、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

「起立全員」であります。

従って陳情第3号、陳情第4号、陳情第6号及び陳情第7号は各委員長報告のとおり、決定されました。

以上で採決を終わります。

日 程 第 7、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び、調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査・調査付託を終ります。

日 程 第 8、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1件の議案が議員提案されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第7号「肝炎対策のための基本法の制定をもとめる意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます

15番：安部和子 議員。

15番（安 部 和 子）

発議第 7号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

このことについて、別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年9月28日

提出者	隠岐の島町議会議員	安 部 和 子
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 幸 廣
賛成者	隠岐の島町議会議員	平 田 文 夫
賛成者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	高 宮 陽 一
賛成者	隠岐の島町議会議員	吉 田 政 司
賛成者	隠岐の島町議会議員	福 田 晃

隠岐の島町議会議長 米沢壽重 様

提案理由でございますが、本件につきましては、平成20年度から国の新しい肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」がスタートし、医療費助成や検査・治療体制の整備、正しい知識の普及、研究の促進など総合的な対策に取り組まれているところでございますが、都道府県

の肝疾患医療体制に格差が生じている状況であると伺っています。

適切なウイルス肝炎対策を全国規模で推進するためには、肝炎対策に係わる基本法の制定が必要であると判断し、別紙の意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

議長（米澤壽重）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、「質疑」を行います。通告がありませんので、「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。通告がありませんので、「討論なし」と認めます。

次に、「採決」を行います。この「採決」は、起立によって行います。

発議第7号、「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

「起立全員」であります。

従って、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、議員派遣の件は、原案どおり可決されました。

以上で、議員派遣の件を終わります。

以上を以って、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日はこれも以って散会し、平成21年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（閉会宣告 11時58分）

以下余白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員